

日 EU・EPA の発効等について（情報提供）

12月21日（現地時間同日）、ベルギーのブリュッセルにおいて、日 EU・EPA の効力の発生のための国内手続が完了したことを相互に通告する外交上の公文の交換が行われ、

これにより、この協定は来年2月1日に効力を生ずることとなる旨、外務省のホームページで公表されましたので、お知らせいたします。

（外務省報道発表）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000310.html

<参考リンク（貿易関係の方向け）>

○林産物の市場アクセス交渉の結果概要

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/attach/pdf/4rinnya0925.pdf

○現行無税の農林水産物一覧

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/attach/pdf/6kokusaibu0925.pdf

○税関 HP （経済連携協定（FTA/EPA）（関税・税関関係））

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

○JETRO 日 EU・EPA 関連サイト

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html>

<林野庁 問い合わせ先：木材貿易対策室 貿易第一班 市川・高橋>

ダイヤルイン：03-3502-8063

FAX 番号：03-3502-0305